

金ヶ崎町住まいの省エネルギー改修推進事業費補助金のご案内

町では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、既存住宅の省エネルギー化を推進するため、町内にある住宅の省エネルギー性能を向上させる取組を支援します。

対象者・対象住宅

次のすべてに該当するもの

- ① 一戸建て住宅を所有し、その住宅に住民登録している者
(併用住宅の場合は住居部分のみ対象)
- ② 町税を滞納していない者
- ③ 暴力団関係者でない者
- ④ 昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工した住宅、または、省エネ改修後に現行の耐震基準に適合するもの
- ⑤ 令和 8 年 2 月末までに完了するもの



補助対象経費

- ① 省エネ診断
既存住宅の調査費、既存住宅に係る第三者機関による評価に要する経費
- ② 省エネ化のための計画の策定・省エネ改修等
省エネ改修を行うための調査費、設計費、計画策定費、省エネ改修の内容に係る第三者機関による評価に要する経費、工事費

補助対象となる工事の例

- ・開口部の断熱化 ドア交換、ガラス交換、内窓設置 等
- ・躯体の断熱化 屋根、天井、外壁、床の断熱化 等
- ・設備の効率化 太陽熱利用システム、高断熱浴槽、蓄電池設置 等



※設備の効率化工事を行う場合は、開口部または躯体の断熱化工事が必須となります。

補助率・補助上限

補助区分	補助率	補助上限額
省エネ診断	2/3	150,000 円/戸
省エネルギー計画策定及び省エネルギー改修等	【省エネ基準】 4/10 【ZEH 水準】 8/10	【省エネ基準】 300,000 円/戸 【ZEH 水準】 700,000 円/戸

募集期間

令和 7 年 7 月 17 日から令和 7 年 11 月 28 日まで ※予算に達し次第終了となります。

■問い合わせ・申込み先■

金ヶ崎町役場 都市建設課

金ヶ崎町西根南町 22-1 ☎ 0197-42-2111